

(様式1)  
報道資料提供

解禁日時:令和7年12月11日

提供日	令和 7 年 12 月 11 日 ( 木 )
発表事項 (タイトル)	年金特別徴収の誤徴収について
要旨・経緯	<p>当初課税後に発生した確定申告、更正の請求等に係る年金受給者に対して、税額更正をしたものとの日本年金機構へのデータ送信を失念していたため、市が発行する税額更正通知と日本年金機構が発行する年金通知書の税額が違うことが発覚しました。</p> <p>詳細については、別紙のとおりです。</p> <p>対象の方には個別に丁寧にご説明申し上げ、ご理解を求めるとともに、再発防止の徹底を図ってまいります。</p>
広報ポイント	
添付資料	別紙 年金特別徴収の誤徴収について
担当課	阪南市役所 市民部 税務課 担当者名 松田、安藤 TEL 072-471-5678 (内線: 2252、2240) Eメール zeimu@city.hannan.lg.jp